

瀬戸市文化施設運営委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 27 号

瀬戸市文化施設運営委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市文化施設運営委員会条例（平成 17 年瀬戸市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において「文化施設」とは、 <u>瀬戸蔵ミュージアムの設置及び管理に関する条例</u> （昭和 50 年瀬戸市条例第 10 号）に規定する <u>瀬戸蔵ミュージアム、瀬戸市美術館条例</u> （平成 25 年瀬戸市条例第 7 号）に規定する瀬戸市美術館、 <u>瀬戸市新世紀工芸館条例</u> （平成 11 年瀬戸市条例第 7 号）に規定する瀬戸市新世紀工芸館、 <u>瀬戸染付工芸館条例</u> （平成 12 年瀬戸市条例第 13 号）に規定する <u>瀬戸染付工芸館及び瀬戸市ノベルティ・こども創造館条例</u> （平成 15 年瀬戸市条例第 29 号）に規定する瀬戸市ノベルティ・こども創造館をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において「文化施設」とは、 <u>瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例</u> （昭和 50 年瀬戸市条例第 10 号）に規定する <u>瀬戸市歴史民俗資料館、尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例</u> （昭和 57 年瀬戸市条例第 25 号）に規定する瀬戸市美術館、 <u>瀬戸市新世紀工芸館条例</u> （平成 11 年瀬戸市条例第 7 号）に規定する瀬戸市新世紀工芸館及び <u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例</u> （平成 12 年瀬戸市条例第 13 号）に規定する <u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館</u> をいう。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。